届出についての注意点

「様式が異なる・最新でない」場合は内容を見ずに不受理とします。

最新版の様式は電子申請のページからダウンロードしてください。

※県・他市町村の様式及び本市の最新版様式以外は受け付けできません。

【提出期限】

発生から５日以内　(他自治体の様式流用不可)

※ただし，入院等対応が完了しつつあるものについては「最終報告」として提出いただいてかまいません。**都度提出必須。月まとめで提出しないでください。**

【事業者事故報告義務】

介護保険のサービスの提供中に事故が発生した場合は、当該被保険者のご家族及び担当する居宅介護支援事業者等への連絡と同時に、保険者へ報告が必要です。

【対象】

・介護サービスの提供中（送迎・通院等の間も含む）

・介護保険外サービスの宿泊サービス提供中の事故

・有料老人ホーム及びサ高住での介護保険サービス提供外は「報告不要」です。

【報告が必要な事故の範囲】

・死亡事故は，第１報から，少なくとも1週間以内には最終報告を提出してください。

・サービスの提供中（送迎、通院等も含む）に、利用者がけがまたは死亡した場合

・転倒、転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食および誤与薬等で医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）または入院したものを原則とし、擦過傷や打撲など比較的軽易なけがを除く（利用者や第三者に起因するものを含む）。

・感染症、食中毒、結核およびかいせんが発生した場合

・従業者による法令違反または不祥事等が発生し、利用者の処遇に影響がある場合

・震災、風水害および火災等により、介護サービス等に影響する重大な事故が発生した場合

・市から特に報告を求められた場合

報告の対象となるサービス一覧

----------（ 施設サービス ）----------

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護医療院

特定施設入居者生活介護

住宅型有料老人ホーム（介護サービス提供中のみ）

サービス付き高齢者向け住宅（介護サービス提供中のみ）

短期入所生活介護

短期入所療養介護

認知症対応型共同生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

養護老人ホーム

軽費老人ホーム

----------（ 通所サービス ）----------

通所介護

地域密着型通所介護

通所リハビリテーション

認知症対応型通所介護

----------（ 居宅サービス ）----------

訪問介護

訪問入浴介護

訪問看護

訪問リハビリテーション

居宅療養管理指導

福祉用具貸与

特定福祉用具販売

----------（ 地密サービス ）----------

小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護

夜間対応型訪問介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

----------（ その他 ）----------

居宅介護支援

介護予防支援

総合事業（通所系）

総合事業（訪問系）

介護療養型医療施設

地域密着型特定施設入所者生活介護